

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年7月24日	
契 約 件 名	KEKセキュアネットワークシステム(再リース) 一式	
契 約 金 額	133,523,359円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 ネットワンシステムズ(株) 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 昭和リース(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第五係 TEL 029-864-5148	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 政府調達事務取扱規則第11条第3項	既調達物品との互換性
契 約 の 概 要	本件は、現在運用しているKEKセキュアネットワークシステム(以下、現行ネットワーク)の再リース(保守及び運用を含む)に関するものである。	
随意契約の理由	現行ネットワークの契約は、KEKとリース会社である昭和リース(株)及び事業者であるネットワンシステムズ(株)との三社契約である。本件は現行ネットワークの再リースであることを踏まえれば、現行ネットワークの契約相手方である昭和リース(株)及びネットワンシステムズ(株)において他になく、同社を選定するものである。	